

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第3章　自由貿易協定</p> <p>3-6　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定 (平成20年条約第2号)</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>(1) 同協定に基づくインドネシアの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p> <p>(2) <u>同協定に基づく締約国品目証明書の提出については、その証明に係る貨物の課税価格の総額が20万円以下の場合であって、特恵待遇を受けることのできる品目に分類されるか否かを決定するために必要があるときは、関税法施行令第61条第4項ただし書の規定に基づき、その提出を求めるものとする。</u></p>	<p>第3章　自由貿易協定</p> <p>3-6　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定 (平成20年条約第2号)</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づくインドネシアの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p> <p>(新設)</p>